

令和7（2025）年度 事業計画書

（令和7（2025）年4月1日～令和8（2026）年3月31日）

1.基本方針

(1) 児童の福祉と発達の促進

助成金の主要な目的は、児童養護施設で暮らす子どもたちの福祉と健やかな成長を支援することでありこれは、身体的・精神的な健康、教育、レクリエーションなど、包括的な面でのサポートを含む。

(2) 家庭環境の代替としての施設運営の補助

児童養護施設等は、家庭環境の代替として児童に安定した居場所と支援を提供している。当財団の助成金は、これらの施設が適切に運営され、児童のニーズに応じたサービスを提供できるよう支援することを目指す。

(3) 保護者の役割とサポート

児童養護施設等では、施設のスタッフや関係者が子どもたちの代わりに保護者の役割を果たしており助成金の支給は、施設のスタッフが適切な支援と指導を提供し、子どもたちが安心して生活できるよう支援する。

(4) 透明性と公正性の確保

公益法人に求められるガバナンス体制を構築し、助成金の選考プロセスは透明性と公正性を重視し行う。社会の信頼を得た永続的な活動を行う。

2.事業活動

(1) 児童養護施設等に入所し生活する子ども達に対する助成事業

当財団は、困難を抱えた子ども達の健全な育成と自立を支援する事業を行い、児童福祉の充実と向上に寄与することを目的とする。

(1-1) 事業内容

児童養護施設等が、子ども達のための教育活動として、助成対象期間内に実施される設備等の購入や活動の費用を、福祉施設に助成する。

(1-2) 助成対象事業

児童養護施設等が、児童の生活環境の充実と、助成対象期間内に実施される生活環境に必要とされる設備等の購入や活動の費用で、当財団以外から重複して補助金や助成金の受給を受けていない又は受給を予定していない事業を対象とする。

例)・教育用のパソコンや情報通信機器の導入費用

- ・施設内外での様々な行事や社会教育施設での研修に直接かかる費用など

(1-3) 助成対象施設

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、児童家庭支援センター

(1-4) 助成金額

交付する助成金の限度額は、施設の規模に応じて変動するが上限は50万円とし、1施設に対する助成は、助成対象期間内において1回とする。各施設への助成金は、選考委員会での選定を経て当財団理事会の決議により決定する。

(1-5) 助成件数

事業予算の範囲内で1件上限50万円とし、年間10件を予定。但し、助成額により上限は変動することがある。

(1-6) 助成対象期間

助成対象期間は、令和7（2025）年4月1日から令和8（2025）年3月31日までとする。

(1-7) 助成金の交付

助成対象事業に決定した後、指定の銀行口座に助成金の振り込みを行う。

(1-8) 募集・周知方法

- ・周知方法：財団HPへの掲載、国内の児童養護施設等に応募要項を案内し周知する。
- ・募集方法：毎年1回とし、当財団ホームページの掲載により募集を行う。

(1-9) 応募方法

応募者は下記の書類を当財団事務局までE-mailもしくは郵送にて提出を行う。

- ・助成金申請書
- ・申請金額の根拠となる見積書のコピーや計画書など
- ・直前事業年度の当該施設の拠点区分事業活動計算書
- ・直前事業年度の法人全体の貸借対照表

(1-10) 選考スケジュール

令和7（2025）年6月1日より7月31日までを申請期間とし、応募順に事務局にて書類内容の確認を行い、8月に選考委員会にて選考を行い、理事会にて助成先を決定し

9月に助成金を交付する。

(1-11) 結果通知

選考結果については、事務局より文書にて申請施設に通知を行う。

(2) 活動報告

助成を受けた施設等からの完了報告を当財団のホームページに掲載することにより周知し更に当財団の活動報告とする。

3.その他

(1) 設備投資及び資金調達の見通し

特にございません。

(2) 特定費用準備資金積立計画

特にございません。

以上